

次世代育成支援法に基づく

一般事業主行動計画

社会福祉法人 宮城県福祉事業協会

職員が仕事と生活の調和を図り働きやすい環境で、職員一人ひとりがその能力を十分発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定し実施する。

計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

行動計画の内容

I 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境を整備する

(目 標) 育児休業に関する規程を整備し、育児休業期間中の代替職員を積極的に確保するなどして、育児休業の取得率と取得者数の向上を図る

- ・女性職員の育児休業取得率80%以上を目指す
- ・男性職員の育児休業等（子の看護休暇、介護休暇を含む）の取得者数1名以上を目指す

II 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

(目 標) 所定外労働の削減のための措置を講じる

- ・ノー残業デー、ノー残業ウィークの導入を図る

(計画策定：令和3年2月15日)